

令和5年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年10月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 令和5年10月10日(火) 午後3時34分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	

欠席 2名

10番 在間 洋則	15番 小西 忍
-----------	----------

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	石尾 弘
海野 宏道	竹内 功次	長代 悦和	黒瀬 昭夫	杉岡 賢二
高谷 幹晴	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義	次長 岡中 芳浩	主査 萬成 教雄	主任 新谷 紗季子
----------	----------	----------	-----------

7 議事録署名委員

8番委員 9番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第43号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第45号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第46号 農業振興地域整備計画の変更等について

議案第47号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について

報告第27号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第30号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和5年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が13名、欠席が2名。そして農地利用最適化推進委員が12名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。まず、議案第42号から議案第46号については農地担当の秋山委員に審議をお願いいたします。議案第47号については、農政担当の林委員による審議をお願いいたします。その後、報告第27条から報告第30号を農地担当の秋山委員をお願いいたします。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくをお願いいたします。

【議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第42号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主査) 審議に入る前に議案の修正があります。52番三須の案件、譲受人●●●●さんの持分が3分の2ではなく3分の1です。もう一件、59番新本の案件、譲受人●●●●さんの年齢が27歳ではなく、24歳です。訂正をよろしくお願いします。

【議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号49番】

(農地担当) それでは49番、奥坂の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この農地は現在、柿の木を植えておりますけども、現状は耕作放棄地の状態です。受人は農機具を所有していますし、一定の見識を持って農業に従事をされています。また、この農地は自宅から200メートルと比較的近く、今後畑として活用したく今回の申請に至ったものです。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当) 続きまして50番、種井の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、この土地は受人のすぐの隣にありまして、しっかり管理していただけたらと思います。詳しくは黒瀬委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは黒瀬委員、説明をお願いします。

(黒瀬委員) この農地は渡人が相続した農地として、市外に住んでおり耕作が出来ないということで、この農地のすぐ隣に住んでいる受人が耕作するという案件です。地元としては問題ないと思いますので審議をお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

(農地担当) 続きまして51番、西阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、受人は畑を所有しておりましたが、未来法での事業用地として、現在買収の対象になっております。そのため代替用地として、自宅の裏にある農地を購入しようとするものです。この農地は耕作放棄地の状況になっておりますが、整地をして畑として利用するという事です。地元としては耕作放棄地の減少に繋がるということになりますので、歓迎したいと思っております。以上よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当) 続きまして52番、三須の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この農地ですが、受人がすでに耕作をされております。現在、水稻を作付けされていま

すが、今後も水稻を作付けしていく予定です。地元としては、問題ないと思しますので、よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号53番】

(農地担当) 続きまして53番、清音黒田の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(12番委員) この農地ですが、現在野菜を作付けしております。詳細は藤井委員会ら説明をお願いします。

(農地担当) それでは、藤井委員をお願いします。

(藤井委員) 受人は高齢ですが、ここを10年くらい家庭菜園として耕作されています。土日は息子さんを手伝っております。地元としては問題ないと思しますのでよろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当) 続きまして54番、西阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件は、50年くらい自分の土地と思い込んで畑として耕作してきた土地が、実はそうではないということがわかって、改めて贈与を受けて所有権移転の手続きを行うため、今回の申請に至った次第であります。地元としては双方の合意に基づいたものであり、問題ないものと考えております。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当) 続きまして55番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(12番委員) この農地は、家庭菜園的に耕作されている農地です。詳しくは藤井委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、藤井委員をお願いします。

(藤井委員) この農地は、受人がずっと耕作をされております。土地としては細長い土地ですが、問題なく作られております。このまま所有者が変わっても特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番56番】

(農地担当) 続きまして56番、原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、4人家族全員で野菜作りやブドウ作りをして楽しみながら農業をしていくということです。地元としては問題ないですし、喜ばしいことだと思っておりますので、どうかご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当) 続きまして57番, 西阿曾の件につきまして, 海野委員が関係者となっておりますので退席をお願いします。

【海野委員 退席】 午後1時49分

(農地担当) それでは, 地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが, 渡人は相続によりこの農地を承継して, 現在大阪に居住しております。今まで, この農地の管理は流動化契約に基づいてきたものです。渡人は, 以前からこの農地の処分を強く希望されておりました。一方, 受人は現在, 当該地区を広い地域にわたって耕作されています。今回, 渡人の強い要望もあり, この申請に至ったものでありまして, 地元としては, 問題ないと考えておりますのでご審議をお願いします。

(農地担当) 受人は, 広範囲に渡って耕作をされております。それぞれの地区の営農状況を確認していただいておりますが, 問題はないと伺っております。それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 57番は許可されました。入室いただきください。

【海野委員 入室】 午後1時52分

【受付番号58番】

(農地担当) 続きまして58番, 種井の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件については, 親戚の受人に預けてお願いをするという案件です。詳しくは, 黒瀬委員からお願いします。

(農地担当) それでは黒瀬委員, 説明をお願いします。

(黒瀬委員) 周辺はあまり作付けされていない場所ですが, 栗を植えたりして農地を守っていくという事でありがたいと思っております。地元としては, 問題ないと思っておりますのでご審議をお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、58番は許可されました。

【受付番号59番】

(農地担当) 続きまして59番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件についてですが、渡人のご主人が急死されまして、農業が出来なくなり、渡人のおいの二人に農地を守っていただくという事です。この二人は、まだ若いですが、地域で協力しながら二人を育てていきたいという意欲もごございます。地元としましても、地域の方々が協力して進めていくということですので問題ないと思います。よろしく審議のほどお願いします。

(農地担当) 長代委員、補足がありましたらお願いします。

(長代委員) この農地のある地区は、中山間地区になりまして、現在、数名で協力して耕作を行っておりますので、問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、59番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当) 続きまして60番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、測量したところはみ出していた農地です。受人がそのままその農地を受け取り、耕作をするという事です。小型の耕運機も所有しており、地元としては問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、60番は許可されました。

【議案第43号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第43号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第43号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号17番】

(農地担当) それでは17番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が宅地、北が畑です。転用した場合の周辺農地
の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地でございますが、是正案件でございます。詳細は最相委員からお願いします。

(最相委員) 申請地は、30年くらい前から建物が建っておりました。周辺への影響はないと思われ
ますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 是正という事で、始末書が提出されております。農地区分ですが、市街地化区域に近接
し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域
内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(8番委員) これは、自己住宅の離れとなっておりますが、周辺に進入路がないですね。進入路が
なくても許可して大丈夫ですか。

(3番委員) 南側に隣接する●●●番地の土地がその方の居宅になっており、その宅地続きの離れと
なっております。

(8番委員) 分かりました。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番】

- (農地担当) 続きまして18番、久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が畑、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (11番委員) この案件ですが、田に入る道が狭いということで、道路の拡張という案件でございます。将来的には、市へ寄付するという事で地元としては問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- (農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。
- (竹内委員) 補足はありません。よろしく審議のほどお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。

【受付番号19番】

- (農地担当) 続きまして19番、西阿曾の件について、現地調査の報告をお願いします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、申請人の自宅が未来法での事業用地として買収の対象になって、売却が決定している状況です。そのため、自宅の隣地に居住用の住宅を建てたく、今回の申請に至ったものであります。申請地の周囲は、今後事業用地になるので、周囲に農地はなく、地元としては問題ないと考えております。よろしくご審議の方お願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地ですが、例外許可規定として日常生活上必要な施設として適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。19番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番, 5条66番, 67番, 68番, 69番, 70番】

- (農地担当) 続きまして20番, 上林の件につきまして, 5条の66番から70番までと関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑と道路, 西が畑と宅地, 南が道路, 北が畑と宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが, まず20番については, 北側に住宅を建てるための道路拡張です。いずれ市へ寄付するという事で周辺営農に支障はありません。66番, 67番, 69番については, 自己用住宅とその進入路ということで申請が出ております。用水は問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断としまして, 特に問題はないと思います。68番については, 堆肥置き場として申請が出ております。浸透しないように周囲をコンクリートブロックで囲むということで, 問題ありません。70番については, 渡人の農地の隣に受人の車庫があり, 受人の車が入りしやすくするための申請でございます。総合判断としてすべて問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (12番委員) 68番の堆肥置き場ですが, 周囲が住宅地に思えるけど大丈夫ですか。
- (2番委員) この農地の南隣が受人の農地ということで一体的に農地として利用するという事です。
- (12番委員) 分かりました。
- (農地担当) 他に何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、20番、5条の66番、67番、68番、69番、70番は許可されました。

【議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第44号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号55番】

(農地担当) それでは55番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地でございますが、宅地に囲まれたエリアです。詳細は最相委員からお願いします。

(最相委員) 申請地ですが、両隣に住宅が建っており、周辺営農上、問題ないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当) 続きまして56番、金井戸の件について、現地調査の報告をお願いします。

- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号57番】

- (農地担当) 続きまして57番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) この案件ですが、用水は奥に用水が設けられているので問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号58番, 59番, 60番】

- (農地担当) 続きまして58番, 久米の件につきまして, 59番, 60番と関連がありますので, 一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が宅地, 南が宅地, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) 58番については, 現在の借家住宅が手狭になったという事でこの度, 家を建てるという案件です。59番, 60番については, 是正案件ですが問題ないと聞いています。詳細は海野委員からお願いします。
- (農地担当) それでは海野委員, 説明をお願いします。
- (海野委員) この案件ですが, 用水, 排水ともに問題ありません。排水は, 宅地内に枡を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。是正の件ですが, すでに用水路になっており特に問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 59番と60番については是正という事で始末書が提出されております。農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 58番, 59番, 60番は許可されました。

【受付番号61番】

- (農地担当) 続きまして61番, 三須の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が田, 南が宅地, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この申請地ですが, 住宅振興地となっております。用水は北側にあり問題ありません。

排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

(農地担当) 続きまして62番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この申請地ですが、近年、宅地化が進んでいるエリアです。詳しくは、最相委員からお願いします。

(最相委員) この案件ですが、周辺は住宅地になっており、農地がなく用水については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号63番, 65番】

- (農地担当) 続きまして63番, 宿の件について, 65番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告と地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが, 63番については, 東が道路, 西が田, 南が田, 北が田です。65番については, 東が宅地, 西が宅地, 南が宅地, 北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。引き続き地元委員としての説明をいたします。この申請地ですが, 周辺は開発が行われているエリアで地元としては問題ないと思いますが, 詳しくは高谷委員からお願いします。
- (農地担当) それでは高谷委員, 説明をお願いします。
- (高谷委員) 用水は西にあり問題ありません。63番, 65番ともに排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われまます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 63番, 65番は許可されました。

【受付番号64番】

- (農地担当) 続きまして64番, 宿の件につきまして, 現地調査の報告と地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が宅地, 南が畑, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。引き続き地元委員としての説明をいたします。申請地周辺は宅地化が進んでいる場所で, 今回, 受人の奥さんの実家の農地を自己用住宅にしようとするものです。地元としては問題ないと思いますが, 詳細は高谷委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは高谷委員, 説明をお願いします。
- (高谷委員) 用水は東にあり問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続しま

す。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風，土砂流出については，問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが，甲種，第1種，第2種，第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，64番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当) 続きまして54番，下倉の件につきまして，現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが，東が山林，西が山林，南が山林，北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが，鉄塔工事における建設資材の置き場として約2年間利用したいという案件です。詳しくは，杉岡委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは杉岡委員，説明をお願いします。

(杉岡委員) 現地は三方を山に囲まれていて，一番頂上にある農地になります。土砂の流出については，鉄板等を設置して流出しないようにするという事ですので，地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが，甲種，第1種，第2種，第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。なお，一時転用ということで，転用期間については，令和5年10月11日から令和7年8月10日までとしております。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，54番は許可されました。

【議案第45号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第45号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、
を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第45号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号2番、4番、5番、6番】

(農地担当) 2番、4番、5番、6番は未来法の大規模転用に係るものでございまして、関連がありますので一括して地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、現在、未来法により物流拠点を整備しようとしておりますが、その敷地内にあります農道と水路について全て廃止し、新たに付け替えることが周辺の営農活動に支障が生じるかどうかということがポイントになるわけですが、10月4日に地区の代表者と同席し、企業との面談を通してこの計画の最終確認をしたところであります。この確認の結果、問題は特に生じることはないという結論に達したことを報告いたします。

【受付番号3番】

(農地担当) 続きまして3番の井尻野の件について、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、元々は畔のような道でしたが、現在は新しい道を使っており、この道は使われてない状況です。今は、資材置き場としての利用をしているところです。従いまして、この道を用途廃止しても周辺営農上、問題なしと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) ただいま説明のありました5件ですが、今回、用途廃止しても周辺営農上問題はないと地元として捉えているようでございます。これらの件につきまして何かご質問ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【議案第46号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして、議案第46号農業振興地域整備計画の変更等についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第46号 農業振興地域整備計画の変更等について説明】

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございました農業振興地域整備計画の変更でございます。今回、農振除外に関して9件、農振編入に関して2件の意見が出ておりますが、先日、運営委員会で現地調査をしていただいております。現地調査した結果を発表いただければと思います。

(7番委員) 9月13日に運営委員で農林課職員と一緒に現地を確認しました。福谷の件については、若干疑問がありましたが、総合的に特に問題はないという結論を出すに至りました。以上でございます。

(農地担当) 特に問題なしということですが、これらの件で何か質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、これらの件につきまして原案どおり承認としてもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認いたします。以上で議案第46号の審議は終了いたしました。それでは、議案第47号について農政担当の林委員、よろしく申し上げます。

【議案第47号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

(農政担当) それでは、議案第47号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第47号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について説明】

(農林課) 議案にあります経営計画書で一点修正があります。就業後5年目のところが令和7年となっておりますが、正しくは令和9年でございます。申し訳ございませんでした。

(農政担当) ただ今、事務局から説明がありました対象者1名について審議したいと思います。何かご意見のある方はいらっしゃいますか。なお、追加説明がありましたら、地元委員さんお願いします。

(3番委員) この方は、総社もも生産組合に所属しており、昨年末まで技術習得のため2年間研修

を経て、今年、就農をいたしました。2ヘクタール以上の大規模経営ということで、これから地域を担う重要な農業の担い手になっていくと思いますのでよろしくお願いいたします。

(11番委員) この方は久代のほ場も持っておりますが、早朝から夕方まで頑張って作業をされております。地域の掃除なども積極的に参加していただいております。奨励金を差し上げるにふさわしい方だと思います。

(14番委員) この方の居住地は新本でございますが、久代と下倉の園地には車で通える範囲です。しっかり農業生産を営んでいただきたいと思います。これからの有望な農業者でございますのでよろしくお願いします。

(農政担当) 他に何か質問や意見はありますか。

(委員) なし。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であると回答をいたします。以上で議案第47号の審議を終わります。

【報告第27号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第27号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第27号 報告書について朗読】

【報告第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第28号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第28号 報告書について朗読】

【報告第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第29号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第29号 報告書について朗読】

【報告第30号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第30号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第30号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 35ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が12件、4条関係が4件、5条関係が17件ございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。また、農業振興地域整備計画の変更について原案どおり承認いたしました。また、総社市就業奨励金の交付に伴う意見につきましては、適当であると回答させていただきます。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(11番委員) 流動化推進委員の方から農業委員会だよりのことで意見がありました。農業委員や最適化推進委員については、農業委員会だよりで紹介があるのに流動化推進委員の紹介はないのかという意見です。流動化推進員の名簿を載せるのは難しいと思いますが、何をしているのかなどの説明ぐらいいは載せてもいいのではという意見があり、なるほどなと思いました。農業委員会とは関係がないかもしれませんが、少し検討をさせていただければと思います。

(局長) 仕組み上の問題がありまして、流動化推進員は市長部局から委嘱しているもので、農業委員会だよりに掲載する案件かどうかという問題があります。ただ、流動化推進委員と農業委員、最適化推進委員は業務的に深く関りがありますので、どういう形で出来るか検討をさせてください。

(会長) 他に何かありますでしょうか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時34分